

## 藤沢駅南口駅前広場等あり方検討会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 藤沢駅南口は、交通結節点としての機能のみならず、利用者の利便性の向上を図るとともに、本市の玄関口としてふさわしい機能、景観を備えた駅前広場、歩行者用デッキ再整備の方向性について検討することを目的として「藤沢駅南口駅前広場等あり方検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 藤沢駅南口駅前広場のあり方に関する事項
- (2) 藤沢駅南口駅前広場に関する事項
- (3) 歩行者用デッキの再整備の方向性に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、藤沢駅南口駅前広場再整備について専門的な助言、指導等に関する事項

2 検討会議は、前項の所掌事務を執行するに当たっては、別途設置する「藤沢駅南口交通広場調整会議」と連携を図るものとする。

### (組織)

第3条 検討会議は、委員25人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員のうちこの市の職員以外の委員は、次の各号に掲げるもののうちから当該各号に定める人数を超えない範囲内において、市長が依頼するものとする。

- (1) 学識経験を有する者 3人
- (2) 藤沢商工会議所役員 2人
- (3) 藤沢市商店会連合会役員 1人
- (4) 鵜沼地区郷土づくり推進会議の委員 1人
- (5) 鵜沼地区町内会自治会連合会役員 1人
- (6) 鉄道事業者社員 4人
- (7) 駅前広場及び同広場隣接街区の権利者又は利用者 9人

2 委員のうちこの市の職員である委員は、都市計画課長、道路河川総務課長、産業労働課長及び藤沢駅周辺地区整備担当参事をもって充てる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長等)

第6条 検討会議に、会長を置き、委員の互選により定める。副会長は、会長の指名により定める。

(会長等の職務)

第7条 会長は、議事その他の会務を総理し、検討会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 検討会議は、会長が招集する。

2 検討会議は、会長及び半数以上の委員(副会長を含む。)の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(代理出席)

第9条 委員がやむを得ず出席できない場合であって、会長が必要と認めるときは、委員は代理出席者を会議に出席させることができる。

(意見等の聴取)

第10条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、この市の職員その他の関係人を会議に出席させてその意見又は説明を聴くことができる。

(秘密保持)

第11条 会長、副会長、委員若しくは検討会議に従事する職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第12条 検討会議の庶務は、都市整備部藤沢駅周辺地区整備担当において総括し、及び処理する。

(委任)

第13条 前各条に定めるもののほか、検討会議の議事の手続その他の検討会議の

運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、市長が検討会議を招集する。